

平成20年度第3回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成20年11月12日（水） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所・第172会議室（17階）

【出席委員】 計23名

会 長 細井 雅生

委 員 青木 鈴子 委 員 青山 清子 委 員 井上 光弘

委 員 梅村 馨 委 員 大竹 光子 委 員 狩野 礼子

委 員 木村 八郎 委 員 黒沢 秀吉 委 員 駒井 和子

委 員 齋藤 美恵子 委 員 櫻井 友芳 委 員 清水 雅美

委 員 戸塚 得子 委 員 中島 英男 委 員 中島 英明

委 員 平野 勝海 委 員 福田 美代子 委 員 松浦 千栄子

委 員 松沢 斉 委 員 矢島 祥吉 委 員 山崎 順彦

委 員 若原 正大

【欠席委員】 計10名

副会長 井上 昭子 委 員 齋藤 直躬 委 員 佐藤 洋一

委 員 須藤 ゆり子 委 員 住谷 孝司 委 員 藤田 東洋子

委 員 松本 賢一 委 員 松本 源治 委 員 宮崎 孝明

委 員 湯浅 僖章

【事務局職員出席者】 全23名

高齢・医療担当部長 坂井 和廣 長寿社会課長 嶋田 訓和

介護保険室長 田村 とし江

長寿社会課担当係長 清水 琢磨、砂盃 美樹枝、阿久澤 健、中西 富士子

介護保険室担当係長 飯沼 純一、秋山 泰行、河田 美恵子、生方 忠義、岡田 智恵子

各支所担当職員 7名

他事務局担当職員 4名

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者0名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

【議 事】 1) 計画策定に係る検討部会の結果報告について

2) 高崎市高齢者総合福祉計画素案について

3) その他

議事1 計画策定に係る検討部会の結果報告について

議長 それでは早速議題に入らせていただきます。「計画策定に係る検討部会の結果報告」につきまして各部長より説明をお願いいたします。まずは、在宅生活支援検討部会からお願いします。

<在宅生活支援検討部会>

委員A 在宅生活支援検討部会の検討事項と意見についてご説明いたします。

当部会は『高崎市高齢者総合福祉計画』の第4章「施策の展開」のうちの第2節「在宅生活の充実と生きがいづくり」がテーマです。10月9日、29日の計2回にわたって検討会議を行いました。

資料の55ページをご覧ください。「介護予防の推進」につきましては特に検討課題はございませんでしたが、特定高齢者の把握が重要であり、このためには「健診未受診者を減らすかがポイントである。」ということが意見として出ました。また、介護予防事業におきましては「委託している事業であっても行政が積極的に関わっていくことが必要である。」、介護予防サポーターにつきましては「より多くのサポーターを養成して介護予防の普及を促進し、サポーターが活躍できる場の提供が必要である。」という意見がございました。

59ページをご覧ください。「在宅生活等支援」につきましては、「(2) 具体的な施策の中の各種サービスの説明をもっと詳細にしてほしい。」、「(12) 高齢者電話相談事業において、サービスの連絡先等を明記したほうがよいのではないか。」という2つの意見が出ました。結果はどちらの課題に対しても連絡先等の詳細についてはパンフレット等で周知していくので、計画は概要にとどめるということになりました。また、意見としては基本的には今までのサービスを継続していくものであるが、民間が運営している独自のサービスの内容や数量を把握して各サービスについて適宜検討していく必要があるという意見がありました。

次に「介護者支援」につきましては、検討課題として2つ出ました。「家族に対する介護者支援だけでなく、施設の職員に対しての支援方法も盛り込むべきではないか。」、「介護者に特化するのであれば、その旨を記載すべきだ。」、この点に対する検討結果としては、以前に行われたワーキンググループでも介護者に特化し検討したものであり、ここでは家族に対する介護者支援にとどまるが、施設の職員に対する介護者支援については第4章第1節「介護保険事業の充実と適正な運営」の中の「2. 円滑・適正な運営 (5) 介護保険事業に対する人材の確保」の中に盛り込むこととしました。

66ページをご覧ください。「(1) 介護者の相談体制の充実」という項目です。ここにおいては、電話番号などの連絡先を明記したほうがよいのではないか。」という意見がございました。これに対して検討結果は、連絡先などの詳細についてはパンフレット等で周知していくので、計画は概要にとどめようということになりました。

67ページの「4 認知症高齢者対策の推進」につきましては、検討課題はございませんでした。意見としては「認知症サポーターを多く養成し、地域で支えていけるように取り組むとともにネットワークにより見守り体制を築くことが必要である。」ということが意見として出ました。これは後に出てくる97ページの図を参考にさせていただきたい。ネットワークにつきましては、警察のネットワークを活用していくことですが、現在の協力機関にとどまらず、バス会社等多くの団体が協力機関となっただけのよう働きかけをしていただきたい。

70ページをご覧ください。「5 敬老事業」につきましては、検討課題・意見はございませんでした。

71ページ「6 社会参加支援」につきましては、特別な検討課題はございませんでしたが、意見として「アンケート調査等を行い、ニーズを把握して対応していく必要がある。」という意見が出ました。

75ページ「7 学習・文化・スポーツの推進」につきましても検討課題はございませんでしたが、意見としては75ページの「(1) 学習機会の提供」というところで、「学習についての参加者からのアンケートだけではなく、参加していない方々の受講の調査をして多くの高齢者が参加できるようにしていく必要がある。」ということが挙げられました。

77ページ「8. 就業機会の拡大」につきまして、検討課題としては78ページの「(2) 就業相談」の中に窓口が詳細（商工部観光課内において・・・）に記載されて

おりますが、計画のバランス全体を考えると「窓口の名称は削除したほうがよいのではないか。」ということが出されました。これに対し「削除するのはやむを得ないのではないか。」という結論が出ました。その他の意見としては78ページの「(1) 高崎市シルバー人材センター」について「就業機会の確保にとどまらず、就業中の安全が十分に図れるよう安全対策を徹底していく必要がある」「シルバー人材センターの仕事内容は植木の剪定や草取りというイメージが強いが、その他の職種を紹介できるようにしてほしい。」という意見が出されました。

最後に本計画の名称について「部会で取り上げ、その意見を聞かせたい。」と伺いましたが、本部会としては「高崎市高齢者総合福祉計画」がよいのではないかとということで、当初案ではなく、この名称とするということで意見がまとまりました。

<生活環境検討部会>

委員B 「1 やさしいまちづくり」につきまして、言葉から共通するイメージが持てず、まずはその要望の整理をしましたが、何を「やさしいまちづくり」かと言いますと、「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」などの言葉からイメージするのがまちまちであって、そういう説明を入れたほうが良いのではないかと1、2回目の検討部会で意見が出ました。例えば「高齢者にやさしいベンチ」とはどのようなものか最初の検討部会の時に質問をしたところ、次の検討部会までに調べておくとのことでした。2回目の検討部会の時にそれについて説明してもらったところ、ベンチの両脇に手すりが付いているものが「高齢者にやさしいベンチ」であるということが分かりました。そのぐらいに一般市民の方々には分かりにくいので、きちんと説明を入れることが重要であると思います。

「2 居住環境の整備」につきましては、13項の整理の中に養護老人ホーム等が入っているということがあまり認識としてはありませんでしたが、「そうすると入所条件や入所経路など具体的な説明を記載したほうが良いのではないか。」、また、「シルバーハウジングやライフサポートアドバイザーなどの用語もどのようなものか説明を記載したほうが良いのではないか」という意見が出ました。

「3 交通手段の確保」につきましては、「どのような具合に路線バスが減少してきているのかを示したほうが、今このような状況であるかということを知ってもらうためには良いのではないか。」という意見が出ました。「他市町村では小型バスの運行を行っている所があるがそういった計画が考えられるのであればそれを盛り込んだり、公共交通だけではなく介護タクシーや福祉有償運送というものも盛り込んでみてはどうか。」というような意見も出ました。

「4 安全な生活への取り組み」につきましても、紛らわしい用語がたくさん出てきますが、「自主防災組織、消防団とはどのようなものか。」「その構成が実際どうなっているのかを示してほしい。」といった意見が出ました。組織率を数年間の資料を見て、「減少傾向にあたりしていることを出していったほうがよいのではないか。」といった意見も出されました。

はじめの「1 やさしいまちづくり」に時間をかけすぎたため、後半が駆け足になってしまったりしたのですが、本日の資料に書かれていることは、検討部会において現に議論したことが書かれていますので、皆さんによく読んでいただければと思います。

<地域ケア体制検討部会>

委員C 11名の委員で、10月8日と10月24日の2回に分けて検討しました。

まず、最初の「地域福祉計画の取組み」のところですが、これは現在、社会福祉課のほうで検討しているということであるが、それに基づき修正無しということでした。

2番目の「地域包括支援センターと在宅介護支援センターの役割」についてですが、「高齢者虐待などについても記載したほうがよいのではないのではないか。」との意見もあったが、詳細については48ページに具体的に記載されているので、ここでは簡潔に述べるということで、原案どおりということでまとまりました。やはりこのところで、地域ケア体制の構築ということが出てまいります。この地域ケア体制を構築するために、「ネットワークという言葉がたくさん出てくるが、一般市民は混乱するのではないか。」という意見があり、ネットワークを集約できないか、ネットワークは目的に応じて使い分けていく等、いろいろな意見があるが、せめて所管課だけは明確にするべきであるということで、原案はそのままであるが、今後そういったところも含めて検討すべきであるということでまとまりました。

3番目の「高崎市社会福祉協議会活動の支援」についてですが、「地区社協との関連が見えないのではないか。」という意見がございました。ここでは、社会福祉法人としての高崎市社会福祉協議会の活動支援について述べるということで、原案どおりでまとまりました。

次に、「地域たすけあい会議」ですが、「もっと方向性を明確にすべきではないか。」という意見がございましたが、この計画については、計画期間中に会議を設置することを目標とするということであり、地域福祉計画・地域福祉活動計画においても似たものが取り込まれるようなので、そちらとの連携をしながら調整をしていくということで、90ページにあります「今後の方針」にその旨を追加することとしました。

次に、「ボランティア活動の支援」ですが、ボランティア団体は、社会福祉協議会、中央公民館、市役所それぞれに重複して登録しているという状況とのことであり、「社協と市とでどのような連携をしていくのか。」という意見があり、連携の必要性について、92ページその旨を追加することとしました。

「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」は、実際に利用する順番のとおり、並べ替えることとしました。

次に、「虐待への対策」ですが、「虐待防止ネットワークの構成員として、認知症サポーターを入れたらどうか。」という意見がございまして、95ページにおいてその旨を追加することとしました。イメージ図においては、「近隣住民等」に含まれるということで、具体的には記述しないこととなりました。

続いて、「虐待対応マニュアルの整備」については、「今後の方針」で「・・・整備の必要があります。」というところに意見があり、ここについては修正をすることとしました。「高齢者、児童などで窓口がバラバラになっており、集約が必要である。」、「職員の安全確保のため、警察との連携が必要である。」、「夜間の対応についても十分検討してもらいたい。」といった意見が出され、今後検討していただきたいということで意見が集約されました。

続きまして、99ページの「福祉意識の高揚」というところですが、特に101ページの「家庭、地域における教育」のところでは、世代間交流も必要ではないかということで、少し意識付けをしようということで、「今後の方針」に具体的に記述するように追加をすることとなりました。

そのほかの意見としては、「やるベンチャー」については、「高齢者の実績などを踏まえた上での交流でなければ意味がないのではないか。」といった意見がありました。

行政においては、縦割りで、障害者、地域福祉など別々での取り組みであり、できることであれば私としては、個人的には集約をしていただければよろしいのではない

かと思えます。

議長 ありがとうございます。それぞれ3部会から報告をいただきましたが、少し印象に残ったのが最後の地域福祉計画との関わり方が非常に大きい。ただ単に、言葉を入れただけでは具体性がない、ある程度数値目標の設定が必要です。

それから、用語の解説の難しさや語尾の使い方が気になりました。それぞれの報告につきまして、ご意見・ご質問等はございますか。

委員A 計画書53ページに記載されている連携イメージ図の地域包括支援センターの部分をもっと大きく中心に書いたほうが良いのではないのでしょうか。

それから、医療機関と連携するネットワークと医師会等と連携し、認知症の方の見守りネットワークを行政が主導で早急にしていただきたい。

議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員D 計画書95ページ(1)の文中には在宅介護支援センターが入っているが、同97ページの図中に入っていないのはなぜか。

議長 ご指摘ありがとうございます。これは入れていかなければいけないと思います。他に何かございますか。

委員E 最初に整理されたときには在宅介護支援センターが記載されていたと思います。そのときに継続的に長期に十分な人的支援をもって虐待のネットワークを築いていかなければならないが、一つ一つの在支におおられることになるとう継続的にはできないことになり、この枠の中のどこかに位置づけることが必要になると思います。

在支は、中核になるのは難しいが、かといって一つの分子としては、位置づけが小さすぎるのではないのでしょうか。

そこで、下の支援の流れの中に位置づけるということではなかったかと思えます。

議長 このイメージ図の上の円は担い手、下の四角が流れ、事務局から説明がありますか。今事務局で意見がなければ、もう少し事務局で再度議論していただきたい。

はい、お願いします。

委員C 先程の報告の中に自主防災組織が云々というところがありますが、われわれ合併した地域においては、自警団を自主防災組織としているところもある。組織的にも、幅広い人たちが参加しています自主防災組織についてももう少し説明があってもいいのではないかと思います。

それと、計画書71ページの敬老事業(今後の方針)の中に「制度のあり方を検討する」と出てくるがそれはどのようなことなのか。

また、同64ページ表4-53中の緊急通報装置が給付と貸与の2つに分かれているがその違いについて教えていただきたい。

議長 はい、解決がしやすいのは64ページのほうですかね。事務局よろしく申し上げます。

事務局 初めに、敬老祝金の関係につきましてお答えいたします。敬老祝金は昭和33年に全国で敬老年金事業として始まり、老齢福祉年金の補充の制度として始まり、途中で敬老祝金として名称変更したものです。高齢化社会に入っていく中、福祉に関する財源をもっと有効に使おうということで見直しの論議が平成6年頃から全国的に行われ、国・県の補助金も打ち切られております。それにより、全廃止した市町村もあれば本市のように段階別に給付するという方式で行っている所もあります。さらに今後の超高齢化社会に向け、限りある財源を「現状のまま支給を継続してもいいのか」などといった議論が出てきておりますので、そのようなことも含めて今後検討していきたいということでもあります。

次に緊急通報装置の給付と貸与につきましてご説明いたします。本市では昭和63年から社会福祉法人に委託しており、旧市内で始まった事業につきましては給付として行っております。平成17年度より民間警備会社に委託するシステム体制の導入を図り、また、合併した旧町村は民間警備会社に委託しておりますのでそちらは貸与ということになっております。そういった2種類の委託制度が併用しているため、給付・貸与という表現をしております。

議長 ありがとうございます。用語が分かりにくいので、解説を記載したほうが良いのではないかと感じました。

もう一つの給付と貸与のことについてお願いします。

事務局 緊急通報装置については、旧市内は給付であり、合併地域などにおいては、民間事業者へ委託しておりこちらは貸与になっております。

議長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございますか。

他の計画との整合などについても具体的なモデルパターンを作っていく必要があると思います。

他にいかがですか。はい、どうぞ。

議事 高崎市高齢者総合福祉計画素案について

委員F まず1ページのところで、策定の趣旨が書かれているが、介護の負担がより増大するということは明示すべきです。

23ページの基本目標のところではじめに「介護保険事業の充実と適正な運営」、この「適正な運営」というのが一番初めて出てくるというのは、介護保険の理念からすると問題です。少なくとも、より良いケアを目指すということがなければおかしいでしょう在宅とか、安心、地域ケアの次に来るのではよいだろうと思いますが、市民の立場に立っていないと思う。

32ページこれは、ケアマネジャーの質的向上というのは一番大事なことです、主任ケアマネジャーがきちんと配置されることが不可欠である。

67ページ「認知症高齢者の対策」は、大きな課題であることは間違いないことであり、これは緊急課題であるわけですが、切迫感がない。練馬区のような取り組みなども参考としなければなりませんこれは開業医との連携が不可欠である。医療との連携を深める必要があります。

88ページで認知症高齢者をどういう形で支えていくのか。地域ケアシステムがあって、虐待はその中に包含されるものであり、地域ケアシステムを目指していくこと

が大事です。ここで、「支え合う機能を強化していくことが求められています。」と書いてありますが、「保健・医療・介護の切れ目ないサービスの提供が必要である。」ということを追加すべきである。

ここでは、財源が書かれていません財源を明らかにすべきではないでしょうか。市民の覚悟が必要です。貧富の格差が大きくなり、高齢者の犯罪も増加していると聞きます。これで、高齢者の尊厳が守られているのでしょうか。

「高崎市高齢者総合福祉計画」とは、10年前くらいにあった名称ではないでしょうか。今一番大事なのは、医療と介護が連携して支えていくことが必要であり。「総合福祉」という名称よりは、当初の「介護・福祉」の方がよいのではないのでしょうか。

「在支、在支」といえば何かうまくいくと思うのは少し考え直してもらいたい。

いつになったら、「地域福祉計画」というものは具体的にできるのでしょうか。もう10年前くらいから言っていることです。

議長 よろしいですか。事務局のほうでご検討してください。いろいろな案を委員さんから資料などを出していただき、事務局が悩む題材を出していただければよろしいのではないのでしょうか。

32ページのケアマネジャーの研修については、私も表現方法も含めて方針が明確に出るような提案をさせていただいています。

地域福祉計画や防災などとの明確な調整が必要であり、どこがそれをやるのかということを確認する必要があります。

他にいかがでしょうか。F委員のように書類でも結構ですので、事務局に是非ご提案をお願いします。

資料の5と6、「用語の解説」のアイデアと表現方法についてのご提案をお願いします。

事務局 用語の解説については、整理をする必要があると考えており、2ページをご覧いただきたいと思います。ここでは、文字を小さくして入れてありますが、資料の5をご覧いただきたいと思います。こうしたイメージで整理をしていきたいと考えております。用語の解説をする用語についての表示をどのようにすればよいか、是非ご意見をいただければと思います。

資料の6につきましては、会長からのご提案をいただき、文章構成をこの資料のような表現方法に改めさせていただきたいと考えております。全体的に統一的な表現を心がけていきたいと思っています。

議長 「努めます」、「図ります」は当然の責務であり、この辺は「努めるために、具体的にどういうことをやるのか。」ということを書いてもらうようにします。

時間的にも、ここでやるのは難しいので、できれば委員さんからご指摘をいただくと、事務局は楽だと思いますので、是非よろしくをお願いします。特に、今何かございますか。

議事3 その他

議長 よろしければ、次のその他ですが、事務局よろしくをお願いします。

—その他について事務局より説明—

事務局 計画の題名について、現在の案となるまでの経緯をはじめ計画素案について説明。

議長 ありがとうございます。

委員F 計画の名称についてですが、介護保険法という法律があるわけですから『高崎市高齢者総合福祉計画』という名称はやめてほしい。

議長 イメージということではないですけども、どうぞ。

委員G 私もこの「総合福祉計画」というのを見て、「福祉」という言葉が行政から与えられるというイメージが強いかな、介護というのはみんなで保険料などを出し合って、相互扶助という形でやるものというイメージがあり、やはり「介護」という言葉は入れるべきではないでしょうか。

議長 法律が介護保険法だからという議論が一つの見方。例えば英語に訳した場合、ケアワークとソーシャルワークでは、ソーシャルワークのほうが上位概念ですね。総括的に全体を示すものがソーシャルワーク、ですからケアワークは介護ですよ。ケアシステムの計画ですよというところだけでは、地域ケアを行うことは大変困難なことであるということは申し添えておきます。

確かに、「総合福祉計画」というイメージで10年前に戻ってしまったということもよく分かります。

「福祉」の概念は、今は権利という考え方に変わってきたが、イメージとして残っているのはおっしゃるとおりだと思います。「介護」という言葉が入ってもおかしくないと思います。

もう一度検討していただいて、理由も明確にして出していただければと思います。せっかく検討部会を出していただいた意見ですから、そこも踏まえて考えていただくとよいのではと思います。

それ以外に、「その他」につきましてご意見・ご質問等はございますか。よろしければ、以上で議事を終了させていただきます。